

令和4年度 第4回校友会改革会議議事録

- 1 日 時 令和4年11月1日（火）午後2時58分～午後4時23分
- 2 場 所 日本大学桜門会館3階会議室
- 3 出席者 桑折 洋一，平岩 幸男，田中 雄二，中谷 昌弘，鬼塚 春光，上村 英生，阿部 秀人，武居 弘市，山本 裕二，松島 哲也，田中 由雄，井上 由大，外山 勉，城座 隆夫，阿部 正也，内倉 和雄，北村 周之，深田 大介，大内 倫彦，田邊 大輔，飯村 浩治，小幡 純（オブザーバー），
- 4 オンライン出席者 老月 勝弘，
- 5 欠席者 勝間 和代，進藤 博司，伊藤 寿英，丸茂 裕樹，遠山 信幸，上田 浩司，隈部 時雄，阿部 和時，中川 圭造（オブザーバー）
- 6 議 事

平岩座長より開会を宣す。

本日の出欠状況であるが，出席者は23名，その内オンラインによる出席者は1名，欠席者は9名である。

なお，本日の議事録署名者は，田中（雄）委員にお願いする。

報 告

① 第3回校友会改革会議の議事録について

平岩座長 資料1により説明

議事録の内容を確認いただき，修正・追記等の必要があれば11月8日（火）までに，事務局までご指摘願う旨説明があった。

② 臨時会長・副会長会，臨時常任委員会及び臨時役員総会の開催について

中村事務長 資料2により説明

校友会臨時会長・副会長会及び臨時常任委員会は，令和4年12月19日（月）午前11時から東京ドームホテルにて合同開催する。

また，校友会臨時役員総会は，令和4年12月19日（月）午後2時から東京ドームホテルにて開催する。

了 承

③ その他

特になし

議 事

① 会則及び規程の改正に関する件

中村事務長 資料3により説明

今回の会則の改正については、第1フェーズ改革案に基づき会則の一部を変更するものである。具体的には、①役員を選出方法を一部改正し、会長の選出に当たって、副会長の互選とすること、②常任会を廃止し、それに代わる会議体を会長・副会長会とすること、③役員選出における会長指名制度の廃止、④役員就任制限を追加するというものであり、会則の新旧対照により、改正箇所について説明があった。

大内委員から、会則第8条の役員会費について、正会員として団体の記載があるが、改正案では団体が廃止されているため表記を統一していただきたい旨意見があった。また、会長が副会長の互選により選出されることによって副会長が1名減員となるが、この場合、新たに補充するのかについて確認があった。

城座委員から、副会長の補充について、規定に35名以内と記載されているため、必ずしも補充をしなくても良いのではないかとの意見があった。

平岩座長から、会則改正案について、本資料はあくまで案であるため、皆様から積極的に意見を挙げていただきたい旨の発言があった。

松島委員から、今回の会則改正に基づき、新体制となった際に改革会議の意見は新体制にフィードバックされるのか確認があった。

平岩座長から、会則改正案について、改革会議にて挙げられた意見は、引き続き新体制においても審議されることになるため、改革に必要な意見・要望等をだしていただきたい旨の説明があった。

松島委員から、会則を改正するだけでなく、データ分析等を行い、問題点を把握しなければ、事件の再発防止にならない旨の意見があった。

平岩座長から、事件の再発防止について、会則に問題がなくとも会則を悪用する者がいれば同じような事件が再発する恐れがあるため、各ブロックで役員を選出に当たっては十分に精査していただきたい旨の説明があった。

鬼塚委員から、九州ブロックからの副会長の選出について、以前の改革案においては九州ブロックから副会長を2名選出する旨の説明を受けたが、本資料において説明なく1名に変更されているのはなぜか質問があった。

中村事務長から、第2回の改革会議においては、支部数が多いことから九州ブロックからは2名の選出する案としていたが、今回は現行の規定に基づき最小限の改正としているため、ブロックの選出部分については、現行の規定のままとしており、九州ブロックからは1名の選出である旨の説明があった。

中谷委員から、会長は、副会長の互選としているが、「互選」だけでは、曖昧なため具体的に選出方法を明記していただきたい旨の意見があった。また、役員任期について、以前の改革会議にて改革案として挙げられた任期の制限を設けていただきたい旨の意見があった。さらに、附則にある役員就任制限のうち、常任会の構成員の就任制限は、令和5年6月末までとしているが、期間が短すぎるのではないかとの意見があった。

大内委員から、常任会の役員について、何名ほどで常任会の運営をしているのか確認があった。

平岩座長から、常任会は十数名で運営されているが、そのうち2名は監事である旨の説明があった。

大内委員から、学部別部会会長及び職域別部会会長については、副会長選出規程により、副会長に選出されることになっているが、常任会の構成員であった者は、役員に就任できないのであれば、常任会構成員の者が、学部別部会長又は職域別部会長ある場合は、退任する必要があるということに理解して良いのかとの確認があった。

平岩座長から、常任会の構成員については、校友会本部の役職に就くことはできないが、学部別部会会長及び職域別部会会長の職を辞する必要はない旨の説明があった。

大内委員から、現在の会則では、副会長の資格と副会長の選出規定に矛盾が生じていると思われるため、調整をしていただきたい旨の意見があった。

山本委員から、附則の第2項について、常任会構成員の就任制限が不明瞭であるため、明確に記載をしていただきたい旨の意見があった。また、決算について、監事による監査だけでなく、監査法人の監査を受けるべきであるとの提案があった。

平岩座長から、山本委員からの提案については理解するが、今回、全てを審議することはできないので、本会議においては第1フェーズの改革案に基づき提案された会則改正案について審議していただきたい旨の意見があった。

阿部（正）委員から、改正後の新会長の選出に当たって、互選の対象となる副会長は現体制の副会長であるのか、改めて選出された副会長であるのか確認があった。

米崎事務局次長から、12月の臨時役員総会で、会則の改正が承認された場合、臨時役員総会終了後、現在の副会長は全員辞任することとなり、2月までに新会則に基づき、新たな副会長を選出することとなる。新会長・副会長については、構成員については現会長代行のみとなるが、会長・副会長会の議を経て会長から委嘱後、新副会長の互選により新会長を選出する方針である旨説明があった。

阿部（正）委員から、外部に校友会が改革を行っていることを示すためには、会長指名の役員についても本学の理事と同様に再選出ができないようにする必要がある旨の意見があった。

城座委員から、これまでの改革会議において、決議された事項が一つもないため本件については、決議をしていただきたい旨の提案があった。

平岩座長から、今回、役員の就任制限について改革会議として決議したい旨の説明があった。

山本委員から、阿部（正）委員の意見に賛成であり、現在の常任会構成員についても役員に就任することができないよう附則に明記していただきたい旨の意見があった。

上村委員から、附則部分に、臨時役員総会後に第2フェーズである校友会全体の改革を改革会議にて審議する旨を追加していただきたい旨の意見があった。

内倉委員から、今回の会議では、会則の改正について審議を行っており、それ以外の点については審議していないことを明確にしていきたい旨の意見があった。

米崎事務局次長から、阿部（正）委員が発言された副会長の再選出における具体的な対象者は誰であるかとの確認があった。

阿部（正）委員から、現在、常任会の構成員については、副会長の選出に当たって対象とならない旨明記していただければ、外部に対して、校友会が改革していることを示すことができない旨の意見があった。

平岩座長から、意見が多数挙げられたため、副会長の選出について、今回の事件が生じた際に常任会構成員であった者については役員に就任することができないことを附則に明記することについて、挙手にて採決をする旨提案がなされた。採決の結果、全員一致により、承認された。

外山副座長から、常任会構成員の役員就任制限について、令和3年12月時点の者が対象となるのか、それ以前に常任会構成員であった者についても対象となるのか、事務局と確認したい旨の説明があった。

松島委員から、附則について、事件当時、校友理事以外に大学の理事であった者についても就任制限者に含める場合、附則に記載の追加が必要である旨の意見があった。

中村事務長から、就任制限の対象者については、12月時点で本学理事であった者に全員が含まれている旨の説明があった。

松島委員から、事件再発防止を想定するならば、該当者についてはリスト化をすべきである旨の意見があった。

米崎次長から、附則について、学部長の理事であった者についても該当する旨補足説明があった。

山本委員から、校友会の決算において監査法人による監査について、今回、採決を行わないのかとの確認があった。

平岩座長から、山本委員の意見について、現在、段階別に改革を進めているため、今回、採決は行わないが、今後の改革会議で審議したいとの説明があった。

阿部（秀）委員から、副会長から会長を互選する際の方法について本会議において決めておく必要があるのではないかととの意見があった。

外山副座長から、副会長の選出人数について、35名では多いため、以前の改革会議にて提案された22名としてはどうかとの提案があった。

城座委員から、積み上げ方式による副会長の選出について、工科系校友会に薬学部校友会が所属しているが、現在は医歯薬系校友会に区分されているため、薬学部校友会の扱いについて確認があった。

内倉委員から、現在は医歯薬系の所属であるが、前身である理工学部卒業の同窓

生も所属していることから、現段階において、どちらの所属とするべきなのか明確に答えることはできない旨の意見があった。

城座委員から、薬学部校友会の所属について、新副会長選出の時期までには確定していただきたい旨の意見があった。

大内委員から、会長・副会長会の人数を絞る案について、12月に選出される副会長については来年の総会までの暫定政権であるので人数を絞る必要はない旨意見があった。

松島委員から、新しく選出される副会長35名については、新しい役員の選出方法及び会長の選出方法を制定して欲しい旨の意見があった。

平岩座長から、12月に選出する副会長について、現行の規定に基づいた人数とすることで良いか、挙手にて採決をする旨の説明があった。

採決の結果、提案のとおり承認された。

平岩座長から、第5回校友会改革会議は11月29日（火）15時から開催する旨の説明があった。

中村事務長から、改革会議では、改革案を示すだけでなく、今回の問題が生じた原因について検証を行う必要もあることから、第1次答申として、答申書を提出する予定である。次回会改革会議までに、答申案を配付する旨の説明があった。

平岩座長 閉会を宣す。

以 上

議事録署名者 _____